

全国健康関係主管課長会議資料

平成23年2月4日(金)

於：中央合同庁舎第5号館 低層棟講堂

厚生労働省健康局
生活衛生課

目 次

1. 生活衛生関係対策について

- (1) 生活衛生関係営業の振興について
 - ① 行政刷新会議WGによる事業仕分け等について 1
 - ② 生活衛生関係営業の振興に関する検討会について 1
 - ③ 都道府県生活衛生営業指導センターによる支援について 1
- (2) 平成23年度予算（案）について 2
- (3) 平成23年度税制改正（案）について 2
- (4) 株式会社日本政策金融公庫の融資について
 - ① 「生活衛生資金貸付」の充実について 3
 - ② 「衛生環境激変対策特別貸付」について 3
- (5) 振興指針について 4
- (6) 標準営業約款の登録普及促進について 4
- (7) 理容業・美容業について
 - ① 理容師・美容師養成施設の指定等について 5
 - ② 理容所及び美容所に対する指導監督等について 5
 - ③ 管理理容師・管理美容師指定講習事業について 5
- (8) クリーニング師の研修受講等の促進について 6
- (9) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング所について 6
- (10) 旅館業について
 - ① 旅館業法における構造設備要件について 7
 - ② 旅館業法の適正な運用について 7
- (11) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について 7
- (12) ノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生防止対策の徹底について 7
- (13) 都道府県生活衛生営業指導センターの公益認定について 8

2. 建築物等の衛生対策について

- (1) 建築物衛生対策について 8
- (2) シックハウス対策について 8

3. その他

- (1) 墓地を経営する特例民法法人に対する指導助言について 9
- (2) 基礎自治体への権限委譲について 9
- (3) 大臣表彰について 10
- (4) 生活衛生関係技術担当者研修会について 10

1. 生活衛生関係対策について

(1) 生活衛生関係営業の振興について

① 行政刷新会議WGによる事業仕分け等について

平成22年5月24日に行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けが、平成22年6月10日に厚生労働省行政事業レビュー公開プロセスが行われ、さらに平成22年11月15日に行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けが行われ、生活衛生関係補助金の他、クリーニング師研修等事業及び管理理容師・管理美容師指定講習事業については、「廃止」とされた。

② 生活衛生関係営業の振興に関する検討会について

行政刷新会議等の評価結果を踏まえた改革を行うことを目的に「生活衛生関係営業の振興に関する検討会(以下「検討会」という。)」を設置し、

- ・ 生活衛生関係補助金については、政策目的の達成状況の検証方策や重点化すべき事業の在り方等について
- ・ クリーニング師研修等事業及び管理理容師・管理美容師指定講習事業については、実態の把握や制度の在り方等

について検討を行い、平成22年12月24日に第1次報告が取りまとめられた。ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000zep0.html>)

これを受けて、第1次報告に示された改革方策に沿って、平成23年度政府予算案における生活衛生関係営業対策事業費補助金の予算編成が行われた。

検討会において、生活衛生関係営業対策事業費補助金の事業評価の実施方策や税制・融資も含めた生衛業の総合的な振興方策について更なる検討を行うことが必要との結論となり、今後、有識者を参集の下、新たに検討の場を設けることとしている。

③ 都道府県生活衛生営業指導センターによる支援について

昨今の厳しい経営環境により中小零細事業者が多い生活衛生関係営業者は大きな影響を受けており、また、組合等の組織についても、組合員の高齢化などにより活動に影響が懸念されるところである。

平成23年度予算(案)においては、行政刷新会議等の指摘を踏まえ、後継者育成支援事業については、現場に近い都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県センター」という。)が地域の実情に応じて柔軟に実施できるよう財団法人全国生活衛生営業指導センター(以下「全国センター」という。)から都道府県センター事業にしたところである。

また、事業評価を踏まえた補助金の配分の実施を予定しており、評価方法等の詳細については、今後、検討会に下に設置した生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価委員会検討ワーキンググループのとりまとめを踏まえ、平成22年度末までにお知らせする予定である。

各都道府県におかれては、事業の実施に当たり、その目的・効果についてこれまで以上に精査を実施されるとともに、生衛業に係る地方交付税の財源の活用についても特段の配慮をお願いしたい。

(2) 平成23年度予算(案)について

平成22年11月15日に開催された行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けの評価結果を踏まえ、検討会では、無駄使いの根絶の観点からの事業の有効性・効率性の検証や事業評価を踏まえた予算配分の実施、役割分担の明確化(国と県、商工会との機能分担)を含めた総合的な改革案が検討され、この改革方針に沿って、平成23年度政府予算案における生活衛生関係営業対策事業費補助金の予算編成が行われた。

平成23年度予算(案)の主な改革内容は、以下のとおりである。

- ア 全国センター、都道府県センターの役割の明確化
 - ・全国センターについては、シンクタンク機能・情報提供機能へ重点化
 - ・都道府県センターについては、営業者に対する相談指導、消費者保護へ重点化
- イ 事業実施団体への直接補助の導入
 - ・全国センターを経由した間接補助を改め、事業実施者への直接補助に切り替え
- ウ 都道府県センターの経営指導員の適材適所な配置の徹底
 - ・公募方式の導入
- エ 事業の効率化
 - ・連合会等への助成事業は厚生労働省が直接、募集採択を実施する方法に転換
 - ・後継者育成支援事業を都道府県センター事業に転換
 - ・役割を終えた活性化事業(まちおこし推進事業等)の廃止
 - ・人件費の効率化(事業評価に基づく配分の実施)
- オ 事業評価の実施
 - ・評価指標を定め、事業(政策効果)を定期的に評価
 - ・横並び一律補助を廃したメリハリの利いた採択の実施
 - ・厚生労働省内に「審査・評価委員会(仮称)」を設置

(3) 平成23年度税制改正(案)について

平成23年度税制改正(案)の中で生活衛生関係営業に関連して盛り込まれている主なものの概要は、以下のとおりである。

- ア 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

生活衛生同業組合等が共同利用施設(共同冷蔵庫、研修施設、研究施設等)を設置した場合に、取得価格の8%の特別償却を認める特例措置の適用期限について償却率を6%に引き下げた上で適用期限を1年延長する。なお、本制度の利用状況等の分析等を踏まえ、制度の在り方の見直しに向けた検討を行う。

イ 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長〔所得税、法人税〕

公害防止用の設備を取得した際に、取得価格の14%の特別償却を認める特例措置について、対象を中小企業がフッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機及び設備一体型のドライクリーニング機を新增設した場合に見直し、償却率を8%に引き下げた上で適用期限を1年延長する。

ウ ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し〔固定資産税〕

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価については、当該家屋の使用実態等を把握するとともに、家屋類型間の減価状況のバランスを考慮するための実態調査等を行うなど、できるだけ速やかに検討を行う。

(4) 株式会社日本政策金融公庫の融資について

① 「生活衛生資金貸付」の充実について

生活衛生関係営業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、先行きも不透明な状況であることから、生活衛生関係営業者の資金繰りに支障を来すことのないよう都道府県センターを主体とするなどして、生活衛生資金貸付の概要等について説明会を開催するなど、格別の配慮方をお願いする。

平成23年度予算(案)においては、貸付規模を1,200億円確保し、生活衛生関係営業者の資金需要に対応することとしていることから、衛生水準の維持向上及び営業の振興を図るため、「生活衛生資金貸付」を利用するよう管内生活衛生関係営業者等に十分周知するとともに、管下担当部署及び都道府県センターにおいても積極的に周知・指導するよう御配慮願いたい。

また、貸付条件の主な改善等については、「振興事業にかかる事業計画書を作成した生活衛生融資制度」(仮称)を新たに創設するとともに、融資対象設備については旅館業に係る省エネルギー設備に「電気自動車充電設備」を追加等することとしている。さらに、無担保・無保証人の貸付制度である生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度については、貸付限度額、貸付期間等の拡充措置を1年間延長するなど、貸付制度の充実を図ることとしているので、積極的に活用されるよう営業者に対する周知方をお願いする。

② 「衛生環境激変対策特別貸付」について

平成21年7月には新型インフルエンザの発生、平成22年8月には口蹄疫の発生により影響を受けた生活衛生関係営業者を対象に、株式会社日本政策金融公庫における「衛生環境激変対策特別貸付」を行ったところであるが、今後とも、感染症等の発生により生活衛生関係営業者が一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に支障を来している場合には、関係機関と協議の上、本制度の発動を行っていくこととしている。

(5) 振興指針について

ア 振興指針の改定等

食肉販売業及び冰雪販売業の2業種について、現行指針の課題を踏まえ、改定方針を明確にした上で、改定を行うこととしており、本年3月を目途に官報告示する予定である。

○改定方針

事業実施状況を踏まえ、補助金、融資、税制等の制度やそれらの改革の内容を盛り込み、営業者、組合等が支援制度の活用への理解を深められるよう、実践的・戦略的な指針となるよう改定する。

また、各生活衛生同業組合が作成する振興計画の認定事務は地方厚生局が行うこととなっているため、各都道府県においては、地方厚生局と連携を図るとともに、認定を受けた組合において、毎事業年度終了後提出する実施状況報告に加え、5年計画の4年目及び5年目終了時において、4年間の実績まとめと自己評価(中間評価)及び5年間の実績まとめと自己評価(事後評価)の報告を求めることとしているので、当該事務が円滑に実施されるよう、引き続き、ご協力をお願いする。

なお、平成23年度は飲食店営業(一般飲食、中華料理、社交業、喫茶)の改正を予定している。

(6) 標準営業約款の登録普及促進について

標準営業約款については、これまでクリーニング業、理容業及び美容業で設定されており、平成17年からはめん類飲食店業及び一般飲食店営業でも設定され、現在5業種について設定されている。

全国生活衛生営業指導センターにおいて、平成元年度から毎年11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、特にこの期間における普及及び登録促進を実施するほか、本制度の普及促進のため、ホームページ(http://www.seiei.or.jp/ana_n/smark.html)や広報誌への掲載等による広報を行っている。各都道府県、保健所設置市及び特別区においても、約款の普及及び登録促進のため、地域広報誌への掲載、関係団体への協力依頼等を積極的に実施されるようご配慮をお願いする。特に、消費者に最も身近な市町村レベルでの広報の活用は、本制度の普及及び登録促進にとって効果的であるので、管下市町村等への要請方御配慮願いたい。

また、平成21年度から標準営業約款登録事業者に対しては、株式会社日本政策金融公庫の融資が一層低利に受けられることから、都道府県センターと連携を図り各営業者の登録促進に配慮願いたい。

なお、都道府県センターに標準営業約款制度の推進を図るための検討の場を未だ設置していない都道府県においては、同センターに対して早急に設置するよう指導をお願いする。

(7) 理容業・美容業について

① 理容師・美容師養成施設の指定等について

理容師養成施設及び美容師養成施設の指定等については、各地方厚生（支）局において実施しているところであるが、これらを円滑に実施するためには都道府県の御協力が不可欠であり、今後とも情報提供や立入調査等について格別の御協力方お願いする。

② 理容所及び美容所に対する指導監督等について

理容所及び美容所に対する指導監督については、その衛生水準を確保するために指導を実施していただいているが、理容師又は美容師の資格を有しない者による理容行為又は美容行為等不適切な業務や、理容所で美容師が働くといった混在勤務が行われることのないよう、より一層の指導監督の徹底をお願いする。

平成20年10月に、つけ爪に関する健康被害について独立行政法人国民生活センターから厚生労働省に情報提供があったことから、ネイルサロンの衛生措置に関する実態調査を実施し、平成22年9月に「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000scgw-att/2r9852000000scm3.pdf>)」を定めたので、関係者に対して周知を図るとともに、衛生管理の指導又は助言に当たっての指針として活用されたい。

独立行政法人国民生活センターに対するまつ毛エクステーションの危害の相談が増加していることから、独立行政法人国民生活センターから厚生労働省に情報提供がされたところである。

まつ毛エクステーションは美容行為であり、業として行うに当たっては美容師の免許が必要である。管下の美容所等において、かかる行為により事故等の起こることのないよう営業者等に対し周知徹底を図るとともに、消費者に対してもホームページや広報誌などを活用することにより、まつ毛エクステーションによる健康被害について広く情報提供を行うなど、美容業務の適正な実施の確保を図られるよう、特段の御配慮をお願いする。

また、無資格者による施術など理容師法、美容師法違反のおそれのある事案に対する指導・監督の徹底を図っていただくとともに、特に悪質な事例については、捜査機関と連携をとった上で告発も視野に入れた厳正な対応をお願いしたい。

③ 管理理容師・管理美容師指定講習事業について

平成22年5月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、「廃止（管理理容師・美容師講習の廃止）」という評価がなされた。

これを受け、検討会に管理理容師・管理美容師指定講習事業ワーキンググループを設け、講習事業の在り方について検討を行い、

- ・ これまでの「常時2名以上の事業所に1名」の配置を改め、「規模を問わず全事業所に1名」の配置とすること
 - ・ 顧客や保健所の問い合わせに対応するため、資格者の明示を行うこととすること
- を内容とする報告書（案）が取りまとめられたところ。

(8) クリーニング師の研修受講等の促進について

クリーニング師研修等事業については、平成22年5月に行われた行政刷新会議ワーキンググループによる事業仕分けにおいて、「廃止（国による研修義務付けの見直し）」という評価がなされた。

これを受け、クリーニング師研修等事業ワーキンググループにおいて、研修等事業の在り方について検討を行い、

- ・ 取次所においてもクリーニング師又は業務従事者講習を受講した者を最低1名を確実に配置すること
- ・ 顧客や保健所の問い合わせに対応するため、資格者の明示を行うこととすること
- ・ 今後2年間で受講率の大幅向上を図ること

を内容とする報告書（案）が取りまとめられたところ。

このため、研修等を指定する各都道府県においては、クリーニング師の研修等の受講について、受講対象者の明確化、営業者に対する周知を徹底する等、受講促進のより一層の御配慮をお願いする。

(9) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング所について

今般、引火性溶剤を用いるドライクリーニング所における建築基準法の用途規制違反の事案が発覚したことを受け、「引火性溶剤管理ワーキングチーム」を設置し、引火性溶剤の管理等に係る安全対策について報告書を取りまとめた。本報告書を受け、「クリーニング所における衛生管理要領」の一部を改正したので、関係者に対して周知を図るとともに、衛生管理の指導に当たっての指針として活用されたい。

地方公共団体において、関係部局が連携し、新たに、引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場が違法に立地することを防止する取り組みを進めることが必要となることから、建築指導部局及び消防担当部局との連携に努めるようお願いする。

クリーニング事業者が建築基準法の違反是正措置を講じるため、違反是正に係る猶予期間、申請書類等の簡略化、申請手数料の減免等について、特定行政庁と協議を行う際には、都道府県センターとともにご協力をお願いする。

また、特定行政庁等との具体的な情報交換の状況について、実施される度にご回答いただくようお願いする。

(10) 旅館業について

① 旅館業法における構造設備要件について

旅館業法における構造設備基準について、旅館の玄関帳場が不要とできないか、民宿の客室面積を33㎡以下にできないかといった規制改革及び特区の動向を踏まえ、その緩和の是非について検討を行うため、平成22年12月21日に第2回生活衛生関係営業等衛生問題検討会を開催したところであり、本年5月を目処に検討結果をとりまとめる予定としている。

② 旅館業法の適正な運用について

「テロの未然防止に関する行動計画」を踏まえ、平成17年4月に旅館業法施行規則の一部を改正し、日本国内に住所を有しない外国人が旅館等に宿泊する場合には、国籍及び旅券番号を宿泊者名簿の記載事項とするとともに、この措置の対象となる外国人宿泊客について、その旅券の写しの保存を求めるよう、旅館等の営業者が実施すべき措置の周知、指導の徹底をお願いしているところであるが、テロ対策のより徹底を図ることが求められていることから、周知通知の再発出、説明会の開催等により、引き続き関係団体及び営業者等に対する周知・指導の徹底をお願いする。

また、いわゆる「類似ラブホテル」については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部が改正され、平成23年1月1日から施行されたところであるが、関係機関と十分に連携しながら、適正な営業が確保されるよう引き続き指導の徹底方をお願いする。

(11) 公衆浴場等におけるレジオネラ症防止対策について

公衆浴場等を発生源とするレジオネラ症の発生・拡大防止対策として、引き続き、研修会等の実施を通じて営業者に対し周知徹底を図るとともに、レジオネラ症患者発生時における感染源の特定及び営業（使用）停止措置の早期実施や医療機関等への迅速な情報提供による感染者の早期発見などの実施をお願いする。

また、マンションや一般家庭における入浴設備、給湯設備等においては、公衆浴場等に準じて自主的な衛生管理が必要であることから、レジオネラ属菌に関する知識の普及、啓発を行うとともに、入浴設備等の衛生管理に関して、住民からの相談に応じるなどレジオネラ症の防止に御配慮をお願いする。

(12) ノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生防止対策の徹底について

ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒に関する集団感染事例の発生に際しては、関係部局が密接な連携を図り、原因究明等の調査を徹底するようお願いするとともに、公表にあたっては、当該事例で推定される感染経路等、原因究明状況などを明らかにし、風評被害の防止に努めるよう、引き続きお願いする。

(13) 都道府県生活衛生営業指導センターの公益認定について

平成20年12月1日より新公益法人制度へ移行されたことに伴い、従来、民法第34条に基づいて設立された財団法人は、「特例民法法人」に自動的に移行された。

5年間(平成25年11月末まで)の移行期間の終了までに、「公益財団法人」へ移行するための「公益認定」を受けるか、「一般財団法人」へ移行するための「認可」を受ける必要がある(どちらかの手続を踏まない場合は解散)。

公益認定にあたっては、都道府県知事が設置する公益認定等審議会等(民間有識者からなる合議制の機関)の意見に基づいて行われることとなり、移行認定の基準(①定款の内容が法人法及び認定法に適合するものであること。②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条各号に掲げる基準に適合するものであること。)に基づいて行うことから、公益認定の申請先によって審査に違いが生じることはないとされている。

都道府県センターは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第57条の3の規定により都道府県知事の指定法人として設置され、その事業は同第57条の4に規定されており、生衛業の経営の健全化及び振興を通じて、衛生水準の維持向上を図り、利用者の利益を守ることを目的としていることから、都道府県においては、都道府県センターに対し、公益認定を受けるよう指導をお願いする。

2. 建築物等の衛生対策について

(1) 建築物衛生対策について

特定建築物の衛生対策については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和45年法律第20号。以下「法」という。)に基づき推進しているところであるが、建築物の所有と管理の形態が多様化しており、特定建築物維持管理権原者を把握するため、法施行規則の一部改正を行い、特定建築物の届出事項に特定建築物維持管理権原者に係る事項を追加したところである。当該改正省令については、平成22年10月1日から施行されたところであり、今後の運用について御配慮をお願いしたい。

また、空気環境の調整等一部の建築物環境衛生管理基準については、不適合率が高止まりしていることから、引き続き立入検査等を通じた指導助言の強化をお願いしたい。

さらに、建築物環境衛生管理技術者の選任率については、改善傾向が見られるが、引き続き指導の徹底をお願いする。

(2) シックハウス対策について

住宅等の室内で、建材から放散する化学物質等を原因とした室内空気汚染等によ

る健康影響の問題、シックハウス症候群については、様々な要因が複雑に関係していると考えられ、これまで関係省庁において原因分析、防止対策、相談体制整備、研究、汚染住宅の改修等の総合的な対策が行われてきたところである。

このうち、厚生労働省の主な取組は以下のとおりである。

① 室内空気中の化学物質による健康影響等に関する研究等について

平成22年度は、これまでの研究成果を踏まえ、シックハウス症候群の全国規模での疫学調査及びシックハウス症候群の概念整理・診断基準に関する研究を行っているところである。

② 建材等から放散される化学物質の室内濃度指針値等の策定について

これまでにホルムアルデヒド等13物質の室内濃度指針値とTVOC（総揮発性有機化合物）の暫定目標値のほか、「室内空気中化学物質の測定マニュアル」及び「室内空気中化学物質についての相談マニュアル作成の手引き」を策定した。

各都道府県等においては、これらの活用等による、シックハウスに関する情報収集、普及啓発及び相談体制の充実について、引き続き特段の御配慮をお願いしたい。

3. その他

(1) 墓地を経営する特例民法法人に対する指導助言について

「公益法人制度改革に伴う「墓地経営・管理の指針」の解釈等について」（平成20年8月14日付け厚生労働省健康局生活衛生課長通知）において、「墓地経営・管理の指針」における公益法人には、公益認定法人が該当する旨お示しているところである。

新公益法人制度が施行された平成20年12月1日以降、新たな墓地経営を行う法人に対する墓地経営許可申請については適切にご対応していただいているものと考えますが、現在墓地経営を行っている所管の特例民法法人に対しても、移行期間内に公益認定法人に移行することができるよう、所要の指導・助言等をお願いしたい。

(2) 基礎自治体への権限委譲について

平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱において、基礎自治体への権限委譲をするとされた事項のうち法律改正により措置すべきものは、所要の一括法案を本年の通常国会に提出することとされており、生活衛生課関係では7つの法律が改正される（施行日は平成24年4月1日を予定）。円滑な施行に向けて準備をお願いしたい。

(3) 大臣表彰について

当課所管の大臣表彰については、以下のとおりであり、平成23年度においても昨年同様に実施することとしているので、7月1日までに被表彰者の推薦方よろしく御願います。

① 生活衛生功労者表彰

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第2条第1項に規定する営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上に特に顕著な功績があった者を表彰。

② 理容師美容師養成功労者表彰

現に理容師又は美容師の養成施設経営者又は教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があった者を表彰。

③ 建築物環境衛生功労者表彰

建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な成績があった者を表彰。

(4) 生活衛生関係技術担当者研修会について

2月28日に開催予定の「生活衛生関係技術担当者研修会」において、レジオネラ対策や建築物衛生等に関する、最新の研究成果に基づく知見や各地方自治体の取組について紹介する予定であり、知見や情報の共有等のため、御参加をお願いしたい。